

1-1 策定の背景

青森県には江戸時代に作られたものを中心として約 1,700 か所のため池があり、その多くは現在も農業用水の水源として利用されている。

平成 23 年に発生した東日本大震災により福島県のため池が決壊し、人命が失われる甚大な被害が生じたほか、本県でも、大雨により、平成 24 年に 2 か所、平成 25 年に 8 か所、平成 26 年に 1 か所のため池が決壊し、下流で大きな被害が発生している。

国では、東日本大震災を契機として、都道府県に対し、ため池の全国一斉点検を行うよう要請した。青森県は、決壊した場合に農地や家屋への被害が予想されるため池約 1,300 か所の点検を実施し、安全性が確認できなかったなどの 261 か所を対象に地元の意向を踏まえながら、必要なため池について詳細調査を行っている。

詳細調査の実施や調査結果を踏まえた整備の実施には一定の期間が必要となることから、災害から県民の安全・安心を早期に確保するためには、優先度の高いため池から計画的に対策を講じる必要がある。また、個々のため池の状況を的確に把握し、日常の点検や災害発生時の対応に反映することが、ため池の安全・安心力の向上につながる。

このため、学識経験者やため池管理者、市町村担当者の協力を得て、ため池の損傷・劣化状況や耐震性、ため池が決壊した場合の被害などの視点でため池の対策優先度を数値化し、これをもとに調査や整備を行い、ため池の安全・安心力を高める実行計画として「青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン」を平成 30 年 3 月に策定した。

その後、平成 30 年 7 月豪雨などを契機に、国が防災重点ため池（2-2 ため池及び防災重点ため池の分布状況参照）の選定基準を見直したことや、ため池の管理及び保全に関する法律の施行、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の公布など状況の変化を踏まえ、新たに防災重点ため池に選定されたため池を追加した 501 か所を対象に本中期プランを改訂することとした。

1-2 取組期間

ため池の安全・安心力の向上の取組について、国が防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進することを目的として制定した、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行期日に則し、期間を令和 7 年度までとする。

1-3 関連計画

【国計画等】

インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）

インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 26 年 8 月）

土地改良長期計画（平成 28 年 8 月）

【県計画等】

青森県公共施設等総合管理方針（平成 28 年 2 月）

青森県地域防災計画（令和 2 年 6 月修正）